

一般社団法人FC-Cubic 公的研究費の管理・監査体制に関する規程

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人FC-Cubic（以下、「本法人」という。）において公的研究費の管理・監査体制を定めることにより、これらの研究費に基づく研究活動の適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省等から配分される競争的研究資金のことをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本法人全体の公的研究費の管理・監査に対して、最高管理責任者を置き、その任を理事長とする。

2 最高管理責任者は、本法人全体の公的研究費の管理・監査について、理事として執行上の最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、公的研究費の管理、運営及、及び不正防止対応について、基本方針を策定し、自ら啓発活動を行う。

(統括管理責任者)

第4条 本法人全体の公的研究費の管理・監査に対して、統括管理責任者を置き、その任を研究所長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・監査について、実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画を策定し、定期的な見直しを行って、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本法人全体の公的研究費の管理・監査に対して、コンプライアンス推進責任者を置き、その任を副所長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究所における各組織の公的研究費の執行に対して、不正予防の対策を実施し、モニタリングを行って必要に応じた指導を実施し、その状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、部における法令順守及び不正予防の施策を実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、副責任者として部長を充てることができる。

(研究倫理・コンプライアンス教育責任者)

第6条 本法人全体の公的研究費の管理・監査に対して、すべての構成員に対する研究倫理・コンプライアンス教育を行うため、研究倫理・コンプライアンス教育責任者（以下、「教育責任者」という。）を置き、その任を本法人の業務推進部長とする。

2 教育責任者は、不正防止計画に基づくコンプライアンス教育を用意し、本法人にて定期的に実施し、その状況を統括管理責任者に送付の上、最高管理責任者に報告する。

3 教育責任者は、教育受講者に対して、研究不正を防ぐためのコンプライアンスを順守する誓約書を提出させる。

4 教育責任者は、本法人が取引を行う外部業者に対して、コンプライアンスを順守する誓約書を提出させる。

(管理手続きと事務)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費に基づく研究の管理・監査のため、以下の各号における手続きを別に定める。

(1) 研究倫理

(2) 研究不正の告発及び相談

(3) 内部監査

(4) その他、経費取扱い等、必要な事項

2 本法人においては、公的研究費の適正な管理・監査のための事務を業務推進部に置く。

(告発・相談窓口の設置)

第8条 本法人の内外から、公的研究費の不正使用等に関する告発及びその可能性に関する相談を受け付ける窓口を、業務推進部に設置し、告発・相談窓口責任者（以下、「窓口責任者」という。）を業務推進部長とする。

2 窓口責任者は、告発及びその可能性に関する相談を受け付けた場合、速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。

3 告発及びその可能性に関する相談について、前項以外の手続きは、別に定める。

(研究不正に関する調査と認定)

第9条 最高管理責任者は、本法人内外からの告発及びその可能性に関する相談、並びに内部監査により、公的研究費の不正使用に係る調査が必要と認めるときは、研究不正に関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、委員長を研究所長とし、最高管理責任者が指名した役職員等5名以内、被告発者と利害関係を有しない外部者である第三者（弁護士、公認会計士等）を過半数含め

て構成する。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会は、次の事項を検討し、その結果を認定する。

- (1) 不正行為の有無
- (2) 不正の内容
- (3) 関与したもの及び関与の程度
- (4) 不正使用の相当額

4 調査委員会は、必要に応じて、当該調査の対象となっている者に対し、調査対象の研究費の使用停止及び研究の停止について意見を述べる。

5 調査委員会は、調査の結果について、文書にて最高管理責任者に報告を行う。

6 調査委員会の事務は、業務推進部が取り扱う。

(配分機関への報告)

第10条 最高管理責任者は、次に掲げる事項について、調査対象の公的研究費配分機関への報告、協議を行い、調査への協力を行わなければならない。

- (1) 調査方針・方法等について告発等の事案発生から30日以内
 - (2) 調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を配分機関に提出すること
 - (3) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、措置、及び再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出すること
- 2 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の要請には応じることとする。

(措置)

第11条 最高管理責任者は、調査委員会の報告を踏まえ、公的研究費の不正使用の事実が認められた場合は、職員就業規程第55条及び懲戒手続き規程に基づき、懲戒処分等の措置を講ずる。

2 最高管理責任者は、被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(内部監査)

第12条 本法人における公的研究費の管理・監査に関する内部監査は、別に定める規程に基づき、最高管理責任者の直轄的な組織として位置付けられた内部監査委員会が行う。

2 内部監査委員会は、内部監査規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)に基づいて、内部監査を実施する。

3 内部監査委員会は、不正防止計画に基づくコンプライアンス推進状況について、機関全体の状況の体系的な評価を行う。

(監事との連携)

第13条 内部監査委員会は、監査の実施に際し、定款第21条に定める監事と緊密に連携し、監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が、不正防止計画に反映され、その計画が適切に実施されているかを確認し、不正防止計画推進を行っている管理者に対して意見を述べるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改正及び廃止は、執行会議の決議をもってこれを行う。

別紙1 研究活動の不正防止に関する誓約書（役職員等）

別紙2 研究活動の不正防止に関する誓約書（取引先）

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。